



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mail で受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「65 歳以上の人の市県民税について」

私は年金生活者です。年金収入は毎年変わらないのに、おとし、昨年と市県民税の税額が上がっていました。今年もまた税額が上がるのか心配しています。

また、私は厚生年金以外に収入はありませんが、毎年「雑所得」の欄に金額が記載されています。「雑所得」とは何ですか？（68 歳 女性）

● 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置（※）

対象：65 歳以上（平成 17 年 1 月 1 日現在）で
前年の所得が 125 万円以下の人

平成 17 年度まで	非課税
平成 18 年度	税額の 2/3 を減額
平成 19 年度	税額の 1/3 を減額
平成 20 年度から	全額課税

お答えします

担当課 税務課市民税係（☎ 82-1125）

ご質問の方の場合は、「老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置」（※）が終了したことにより、市県民税の税額が上がっているものと思われます。

昨年度は、67 歳以上（平成 19 年 1 月 1 日現在）で前年の所得が 125 万円以下の方は、市県民税の税額の 1/3 が減額されていましたが、今年度はこの経過措置が終了したため、全額が課税されます。そのため、この経過措置の対象となっていた方は、今年度も昨年度より市県民税の税額が上がることになります。

また、「所得」とは、収入から一定の必要経費を差し引いた額のことで、市県民税はこの「所得」をもとに計算されます。公的年金収入は、そのうちの「雑所得」に分類されますので、公的年金収入が一定額以上ある方は、「雑所得」欄に金額が記載されます。



えがお が いちばん!!



なかばやし り お

中林 里緒ちゃん（5 歳）

「お手伝いが大好きな里緒ちゃんです♡」（掃山一丁目）



編集室のひとりごと

先日、刈屋漁港にナルトビエイの駆除の取材に行ってきました。新聞やテレビで見たことはあるものの、本物を見るのは初めての私。行く前にさんざん予備知識を詰め込まれて、身構えて行ったものの……。水揚げされたナルトビエイが何匹も重なり合う光景を実際に目にとると、言葉を失ってしまい、写真を撮るのも忘れて魅入ってしまいました。ハッと我にかえり、これはイカンとあわてて写真を撮る始末……。現在、ナルトビエイの食材化に向けた取り組みが進んでいて、いろいろなメニューが開発されています。今回は食する機会に恵まれませんでした。ぜひとも一度食べてみたいなあという気持ちもフツフツ湧いてきて……。新たにそんな思いを胸に秘め、潮風にあたりすがすがしい気持ちで編集室に帰ってきましたが、待っているのは“締め切り”。カメラとパソコンにもあそばれる日々はまだまだ続きそうです……。ごあいさつが遅れました。4 月に編集室に配属された（のび）です。これからよろしくお願いします。

お子さんの写真 募集中!!

詳しくは広報広聴課まで（☎ 82-1133）